

第2章 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

2-1 海岸の概要

島根沿岸は、鳥取県境から山口県境に至る海岸線延長約 561 k m で日本海に面した風光明媚な海岸である。

このうち、島根半島の海岸線は、一部砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。一方、出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されており、出雲市西部、江津市から浜田市及び益田市に大規模な砂浜海岸が存在する。

島根半島の一部には大山隠岐国立公園が、また浜田市には浜田海岸県立自然公園があり、優れた景観地を有する。

島根半島には、リアス式海岸の地形を利用した天然の良港が多く、沿岸中央部から西部にかけての海岸では、砂浜海岸を利用した海水浴場や、背後の丘陵地に工場や事業所の集積がみられる。



洗濯岩（松江市島根町）



和木波子海岸（江津市）

2-2 海岸事業の経緯

本県の海岸事業は、海岸法施行前の昭和 26 年度に建設海岸において実施し、海岸法施行（昭和 31 年 11 月）後、海岸保全区域を指定し本格的な事業に着手した。以来、着実な海岸投資を図り、県土の保全・民生の安定に努めてきたところである。

島根沿岸のうち、高潮対策事業については越波被害の多い島根半島を中心に実施し、侵食対策事業については砂浜海岸の侵食が進む中央部から西部にかけての海岸を中心に実施してきた。また、利用者の多い砂浜海岸では環境整備事業により利用促進を図る施設の整備を行ってきた。

島根県では、海岸保全事業の取り組み方について、平成 7 年 8 月に「島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画」を策定し、“基本方針”を下記のように定め事業を推進してきた。

島根沿岸 海岸保全施設の整備基本計画（平成 7 年 8 月）

海岸事業の基本指針

島根沿岸の地域特性を踏まえ、地域社会の安全性や快適性を確保するために、「国土保全」、「環境保全」、「海浜利用」を三本柱とした以下の施策を展開する。

(1) 国土保全

島根沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。

(2) 環境保全

海岸の自然特性や生態系の保全・回復に配慮した施設を整備する。大山隠岐国立公園や海中公園及び景勝地日御碕海岸等の貴重な景観に配慮した施設を整備する。

(3) 海浜利用

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋性レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。